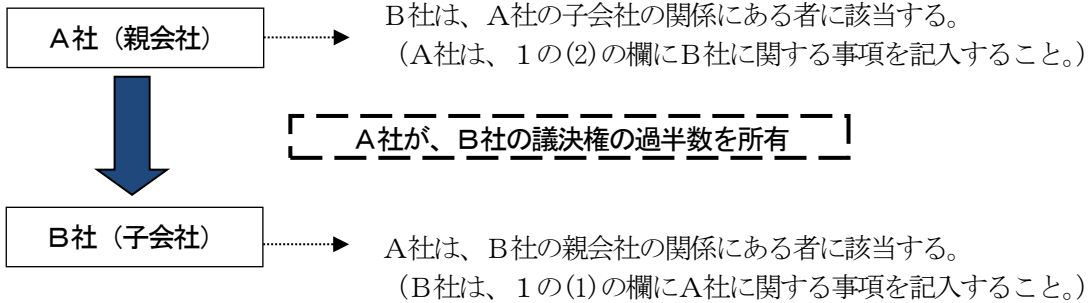


同一入札への参加が制限される場合のイメージ

1 1の(1)及び(2)の「親会社」又は「子会社」の関係にある」とは、次のような場合である。

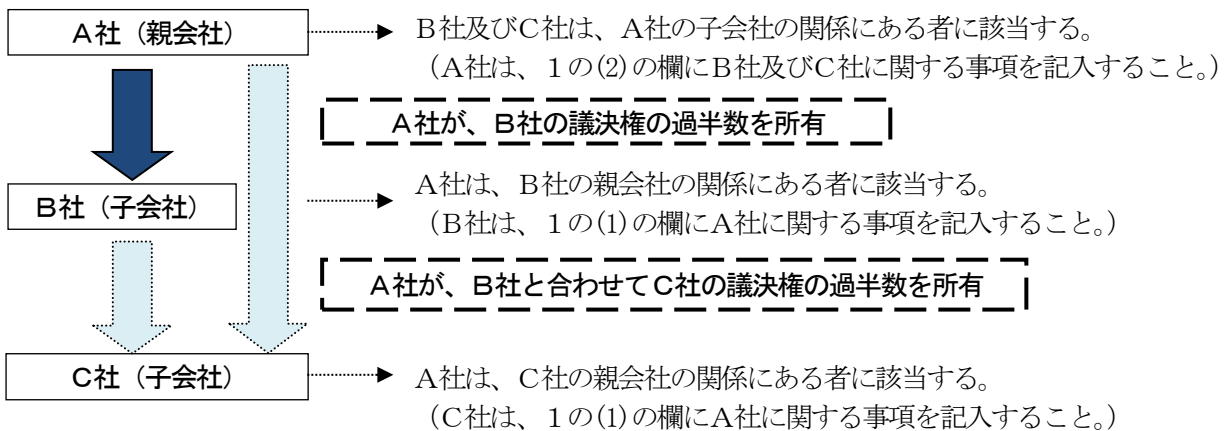
- (1) 一方の会社A社（※1）が他方の会社B社の議決権総数の過半数を所有している（※2）関係（A社とB社は、同一の入札に参加できない。）



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含む。

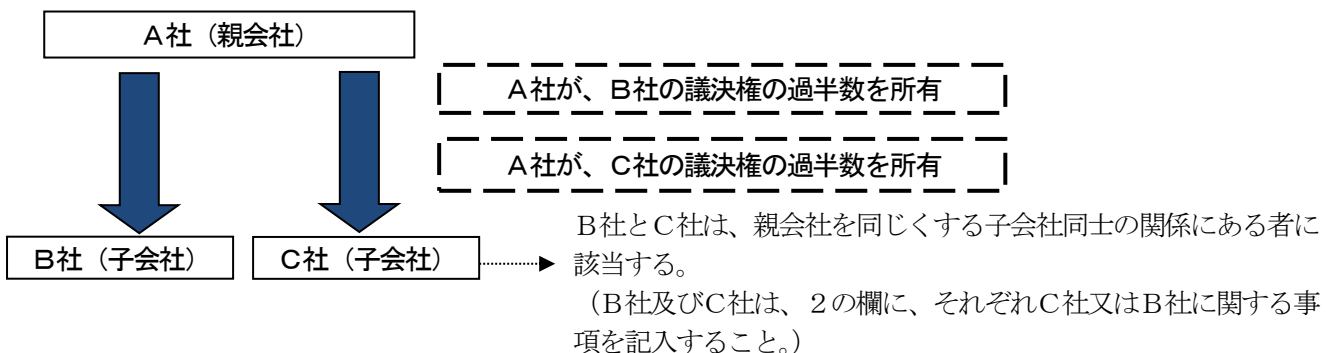
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含む。）を所有している場合を含む。

- (2) 一方の会社A社が、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社C社の議決権の総数の過半数を所有している関係（A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できない。）

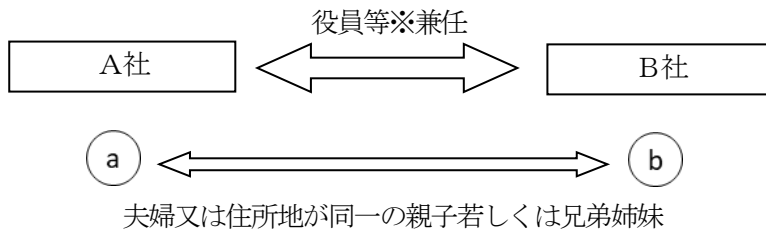


2 2の「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合である。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社である場合におけるB社とC社の関係（B社及びC社は、同一の入札に参加できない。）



3 3及び4の「人的関係のある者」とは、次のような場合である。



※ 「役員等」とは、次に掲げる者をいい、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しない。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）

ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主